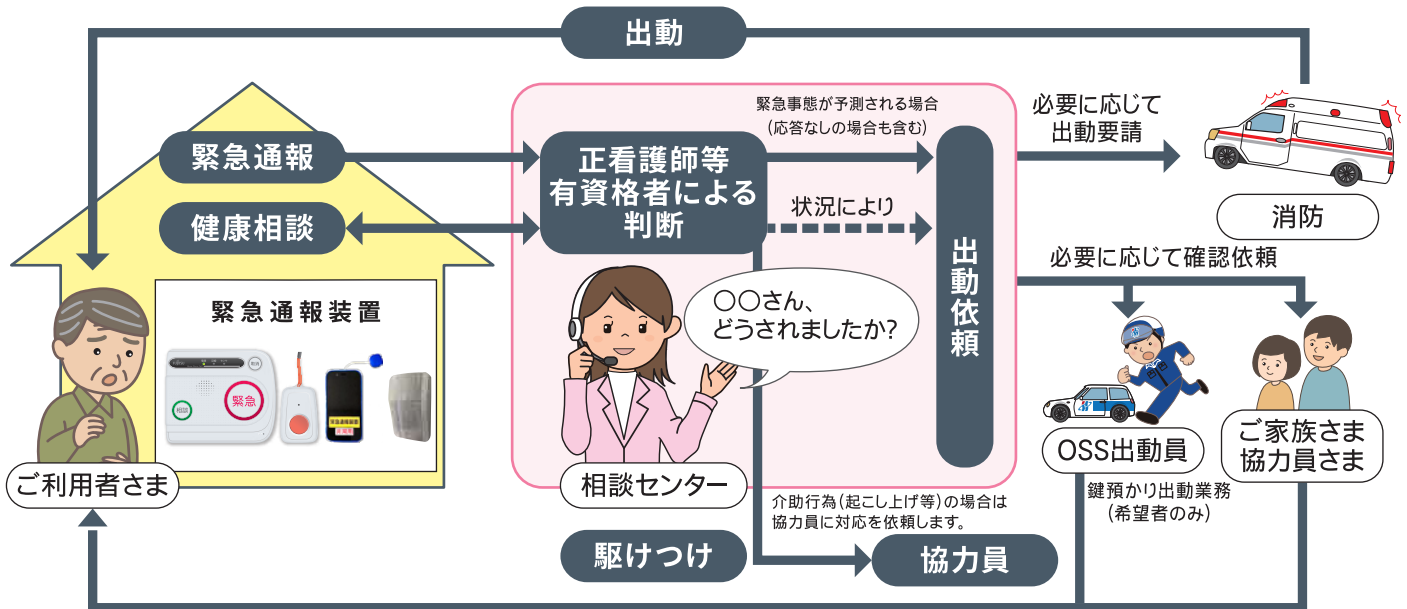


「もしも」
のときは

ボタンひとつで緊急通報!

ご自宅で体調の急変や転倒によるケガなど緊急を要するとき、ボタン1つで相談センターにつながり、救急車を呼ぶことができます。



ご利用対象者

市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり暮らしの者で、次のいずれかに該当するもの。

- ア 75歳以上の者
- イ 1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- ウ 療育手帳(判定は重度(A)相当のものに限る。)の交付を受けている者
- エ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- オ 要介護3、要介護4もしくは要介護5の認定を受けている者

(2) 75歳以上の者であって、同居する者が日中において長期間不在となる状態にあり、かつ、緊急時における対応が困難であると認められるもの

(3) 75歳以上の者のみで構成される2人世帯であって、同居する者が次のいずれかの状態にあるもの。

- ア 要介護または要支援の認定を受けているもの。
- イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けているもの。
- ウ 上記アまたはイに該当しないものの、医師の診断書等により、疾病もしくは身体上または精神上的の機能障害により、日常生活に支障があることが認められるもの。

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの。

ご利用条件

1. 原則1名以上の協力員の登録が必要です。

協力員は状況に応じ、利用者の様子を確認していただく大切な存在です。

2. (固定電話回線をお持ちの方のみ)NTTアナログ回線でのご利用が基本です。

他の電話回線でも利用できますが、停電時の不通などの不具合を理解し、承諾書を提出していただくことが必要になります。

※携帯電話や、IP電話のうち050発信のものや無線タイプのものは使用できません。

緊急通報システム サービス内容

生活見守りセンサー

一定時間ご利用者さまの動きを感知できなかった場合、自動的に相談センターに通報します。
必要に応じてご利用者さまの状況確認を行います。



モバイル型緊急通報装置

固定電話回線がない利用者様でも、緊急通報サービスをご利用できる携帯型の緊急通報装置を貸与します。
装置の上部にあるブザーひもを引き、画面の「相談センターにでんわ」をタッチすると相談センターにつながり緊急通報・健康相談ができます。
※携帯型装置を利用できるのは、固定電話回線をお持ちでない方のみ



お元気コール

定期的に相談センターから電話連絡があり、ご利用者さまの健康状態や生活状況にお変わりがないかをお伺いいたします。



健康相談サービス

相談ボタンを押すと相談センターの看護師または保健師につながり、健康に関することや、装置の使い方が24時間いつでも気軽に相談できます。



費用負担

- (1)固定型緊急通報装置 月額480円+税
※毎月1回及び停電復旧時には、機器の正常作動確認の信号を受信センターに送信しますので、送信1回につき10円の電話会社への電話料金支払いが発生いたします。
- (2)携帯型緊急通報装置 月額750円+税
- (3)健康相談サービス 月額100円+税
- (4)生活見守りセンサー 月額700円+税
※固定型緊急通報装置を使用し(3)(4)のサービスを希望される方のみ支払いが発生します。
※生活保護を受けておられる方は(1)(2)(3)(4)の料金の支払いは発生しません。

問い合わせ先

【 申請先 】

【 事業内容のお問い合わせ 】